

島根県建築物耐震性能判定委員会規程

(目的・名称)

第1条 既存建築物の耐震診断及び耐震改修計画の適正な判定を行い、建築防災の推進に寄与することを目的として、一般社団法人島根県建築士事務所協会（以下「協会」という。）内に島根県建築物耐震性能判定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、運営する。

(事業)

第2条 建築物耐震診断等判定の申請があった場合は、委員会を開催し、必要な検討を行った上、その判定を行う。ただし、紛争及び訴訟等に関する案件は取り扱わない。

(組織及び委員の構成)

第3条 委員会の委員は、大学教授等の学識経験者及び構造関係識者で構成し、会長が委嘱する。

2. 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置くものとし、委員の互選により選出する。
3. 委員長は、委員会を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長欠席の場合はその職務を代行する。
4. 委員の構成は、別紙のとおりとする。(別添)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

2. 委員会は、建築物耐震診断等判定の申請者（以下「申請者」という。）の出席を認める。

(建築物耐震診断等判定の申請)

第6条 建築物耐震診断等判定申請は、所定の申請書により協会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

(受付)

第7条 前条の申請書の受付事務は事務局において行う。

2. 事務局は、提出された申請書が受付基準並びに受付規則に整合していることを確認の上、受理する。

(定足数)

第8条 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。

(判定書の交付・保存)

第9条 委員会は、判定業務終了後速やかに判定書を作成し申請者に交付する。

2. 協会は、判定書の控を1部保存する。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員は、判定業務に関して知り得た資料及び知識等を委員会の承認を得ないで第三者に漏洩、公表又は活用してはならない。

(経費の支弁)

第11条 委員会に要する経費は、申請者から支払われる判定申請手数料の収入によって支弁する。

(会 計)

第12条 判定申請手数料の請求、受領及びその他必要な会計事務は事務局において行う。

(事業年度)

第13条 委員会の事業年度は1年間とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に要綱を定める。

付 則

(1) この規程は、平成17年6月1日から施行する。

別 紙 島根県建築物耐震性能判定委員会判定申請受付基準
島根県建築物耐震性能判定委員会判定申請受付規則
島根県建築物耐震性能判定委員会委員名簿